

事務連絡
令和2年12月25日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等の支給決定事務等に係る押印を求める手続の見直しについて

現在、政府においては、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印による手続負担の軽減等を図る観点から、順次、押印の廃止等行政手続の見直しを進めているところです。

これに伴い、障害保健福祉関係様式のうち、通知により定められたものについては、「押印を求める手続の見直しのための通知様式等の改正について」（令和2年12月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等（以下「通知等」という。）により、様式中の「㊟」を削る等、所要の改正を行いました。

障害福祉サービス等に係る各種様式の一部については、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」や「障害児通所給付費にかかる通所給付決定事務等について」（以下「事務処理要領等」という。）などにおいて参考様式をお示し、当該参考様式をもとに、各自治体において必要な様式を定めていただいているところ、今般の見直しとあわせて、当該参考様式においても「㊟」を削る等の所要の改正を行うこととしました。

これまでにお示しした参考様式のうち、事務処理要領等においてお示ししている障害福祉サービス受給者証等やサービス提供実績記録票への押印については、廃止後の取扱いを以下のとおりお示いたします。

各自治体におかれましては、以下で示しているもの以外にも、障害福祉サービス等の手続に必要な様式（事業者の指定申請等様式や各自治体独自に定めているものも含む）のうち、国民や事業者等の押印を求めているものについて、当該事務連絡や通知等を参考として、押印の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いするとともに、各都道府県におかれては、管内市区町村に周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 障害福祉サービス受給者証等の参考様式について（別添 1-1、1-2、1-3）
 - ・ 障害福祉サービス受給者証等の各種受給者証中、事業所名や契約支給量等を記載する面の「事業者確認印」を廃止する。

- 2 サービス提供実績記録票について（別添 2-1、2-2）
 - ・ サービス提供実績記録票中、「利用者確認欄」「保護者等確認印」を廃止し、「利用者確認欄」「保護者等確認欄」に改める。
 - ・ 当該確認欄は、サービスを提供した事業者がその内容について支給決定障害者等に説明し、確認をした旨が分かるよう確認欄として引き続き設ける。
 - ・ 居宅介護、行動援護、同行援護及び重度訪問介護に係るサービス提供実績記録票にのみ設けていた「サービス提供者確認欄」を廃止する。

- 3 その他
 - ・ 各自治体の様式を変更されるまでの間、旧様式による用紙については、当分の間、例えば手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用するなど柔軟な対応をお願いします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課企画法令係
電 話：03-5253-1111（内線 3148）
メール：horei-shougaiiaa@mhlw.go.jp